

令和 7 年度

環境生活行政の概要

宮城県環境生活部

環境生活行政の概要 目次

第1章 環境生活部の組織概要

1-1	環境生活部の組織	2
1-2	環境生活部の分掌事務	3
1-3	環境生活部の施策体系・重点方針	6
1-4	環境生活部歳出予算の概要	15

第2章 各課室の主要事業概要

環境生活部の主要事業一覧		17
施策体系及び主要事業概要の見方		19
2-1	環境生活総務課	20
2-2	環境政策課	21
2-3	次世代エネルギー室	38
2-4	環境対策課	48
2-5	自然保護課	53
2-6	食と暮らしの安全推進課	71
2-7	循環型社会推進課	79
2-8	廃棄物対策課	86
2-9	竹の内産廃処分場対策室	90
2-10	新最終処分場整備対策室	92
2-11	放射性物質汚染廃棄物対策室	94
2-12	消費生活・文化課	97
2-13	共同参画社会推進課	106

第3章 環境生活部の地方機関及び所管施設

3-1	地方機関	118
3-2	所管施設	121

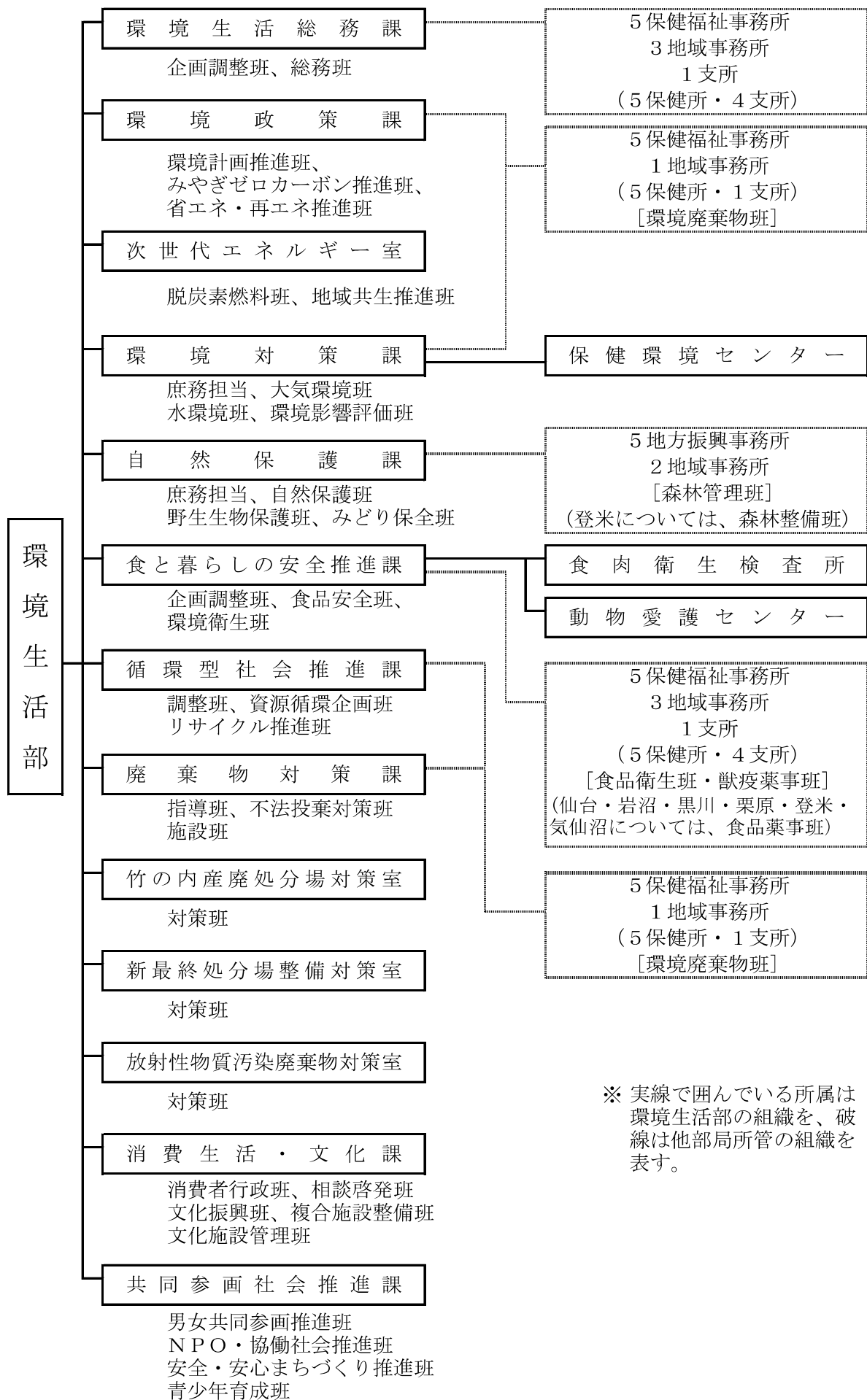
第4章 環境生活部の主要計画

130

第 1 章

環境生活部の組織概要

1 環境生活部の組織



1－2 環境生活部の分掌事務

〔 環境生活総務課 〕

- 1 環境生活行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 広報及び広聴に関すること。
- 3 職員の人事に関すること。
- 4 予算及び決算の総合調整に関すること。

〔 環境政策課 〕

- 1 環境行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 環境美化の促進に関すること。
- 3 環境基本計画に関すること。
- 4 特定製品に係るフロン類の充填、回収等に関すること。
- 5 地球温暖化対策に関すること。
- 6 環境に関する知識の普及及び学習の促進に関すること。
- 7 環境産業の振興に関すること（循環型社会推進課の所管に属するものを除く。）。
- 8 資源・エネルギー行政の総合調整に関すること。
- 9 省エネルギーに関すること。
- 10 再生可能エネルギー等の導入に関すること（次世代エネルギー室の所管に属するものを除く。）。

〔 次世代エネルギー室 〕

- 1 脱炭素燃料の導入に関すること。
- 2 再生可能エネルギー設備と地域との共生の促進に関すること。

〔 環境対策課 〕

- 1 公害防止対策の指導に関すること。
- 2 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止その他公害の防止に関すること。
- 3 公害紛争に関すること。
- 4 公害防止計画に関すること。
- 5 環境影響評価に関すること。
- 6 水循環に関する施策の総合調整に関すること。
- 7 保健環境センターに関すること。

〔 自然保護課 〕

- 1 自然環境保全行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 県自然環境保全地域等の指定及び保全に関すること。
- 3 野生生物の保護及び管理に関すること。
- 4 狩猟に関すること。
- 5 自然公園の指定及び保護に関すること。
- 6 林地開発の規制に関すること。
- 7 環境緑化に関すること。
- 8 森林の機能強化等に係る基金に関すること。
- 9 伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター、蔵王野鳥の森自然観察センター、クレー射撃場、県民の森、昭和万葉の森及びこもれびの森に関すること。

〔 食と暮らしの安全推進課 〕

- 1 食に関する安全及び食への消費者の信頼の確保に係る企画及び総合調整に関すること。
- 2 日本農林規格等に関すること。
- 3 食品表示基準に関すること（健康推進課の所管に属するものを除く。）。

- 4 不当景品類及び不当表示の防止に関すること（食品の原産国表示及び品質等に係る不当表示の防止に関するものに限る。）。
- 5 食品衛生に関すること。
- 6 製菓衛生師に関すること。
- 7 と畜場に関すること。
- 8 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- 9 動物の愛護及び管理に関すること。
- 10 愛玩動物看護師法の施行に関すること。
- 11 狂犬病の予防及び飼犬取締りに関すること。
- 12 旅館業、興行場営業及び公衆浴場業に関すること。
- 13 理容師、美容師及びクリーニング師並びにその営業に関すること。
- 14 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 15 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 16 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 17 墓地、埋葬等に関すること。
- 18 化製場等に関すること。
- 19 水道及び簡易給水施設に係る水質の管理に関すること。
- 20 住宅宿泊事業に関すること。
- 21 食肉衛生検査所及び動物愛護センターに関すること。

〔 循環型社会推進課 〕

- 1 循環型社会の形成の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の再使用、リサイクル等の促進に関すること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関すること（廃棄物処理計画に係るものに限る。）。
- 4 廃棄物処理体制の整備及び関連産業の振興に関すること。

〔 廃棄物対策課 〕

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関すること（循環型社会推進課、竹の内産廃処分場対策室及び放射性物質汚染廃棄物対策室の所管に属するものを除く。）。
- 2 浄化槽に関すること。
- 3 公益財団法人宮城県環境事業公社（昭和五十二年四月一日に財団法人宮城県廃棄物処理公社という名称で設立された法人をいう。）に関すること。

〔 竹の内産廃処分場対策室 〕

- 1 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る支障除去対策に関すること。

〔 新最終処分場整備対策室 〕

- 1 公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場に関すること。

〔 放射性物質汚染廃棄物対策室 〕

- 1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理の促進に関すること。

〔 消費生活・文化課 〕

- 1 消費生活行政及び文化行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 消費者保護及び消費生活の改善に関すること。
- 3 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
- 4 消費生活に係る情報の管理及び提供に関すること。
- 5 消費者に対する金融の知識等の普及啓発に関すること。

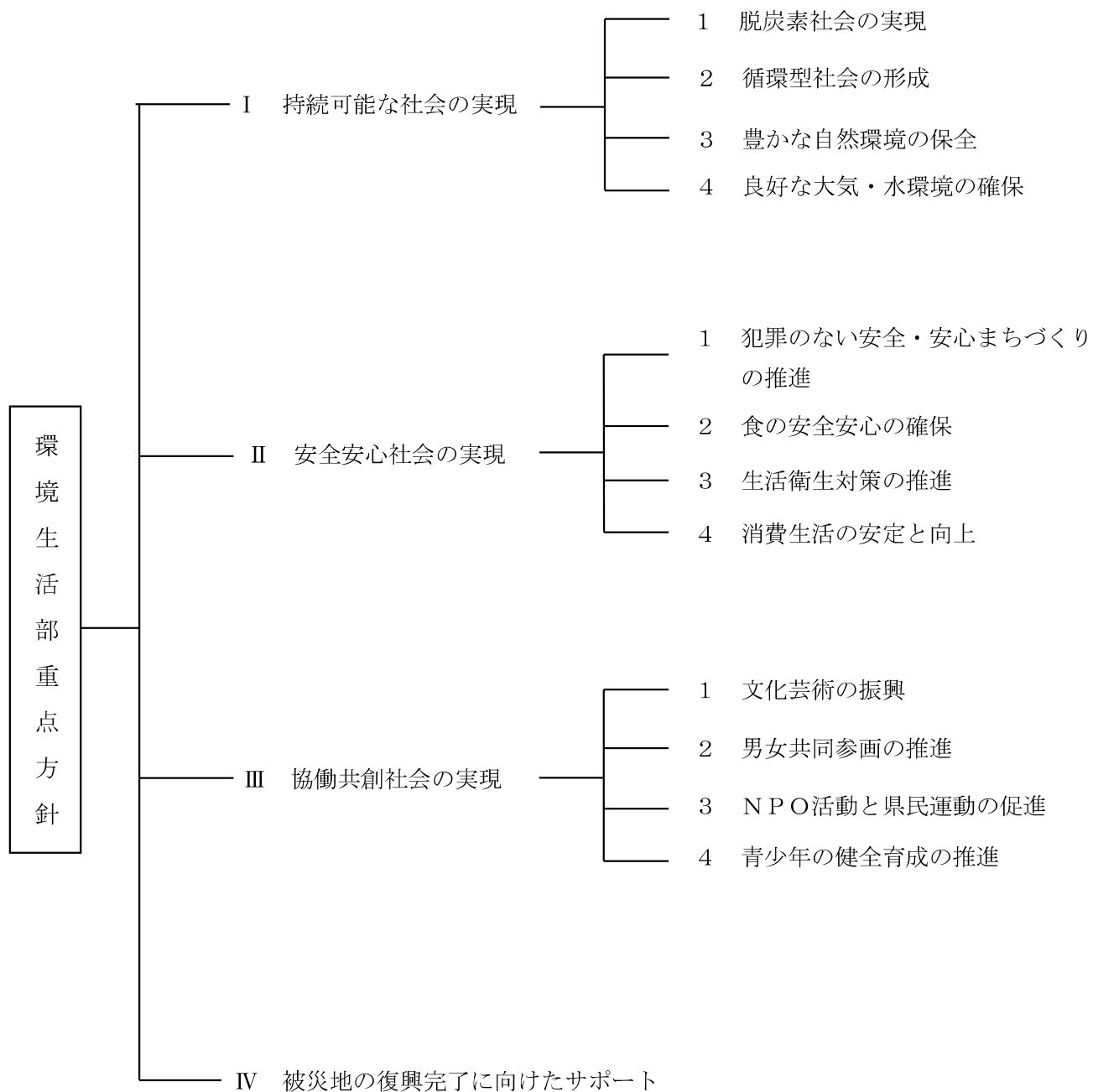
- 6 消費者教育に関すること。
- 7 商品テストに関すること。
- 8 生活関連物資等に係る価格流通施策の総合調整及び情報提供に関すること。
- 9 不当景品類及び不当表示の防止に関すること（食品の原産国表示及び品質等に係る不当表示の防止に関するものを除く。）。
- 10 家庭用品の品質表示の指導に関すること。
- 11 消費生活用製品の安全指導に関すること。
- 12 割賦販売等の取引の適正化に関すること。
- 13 訪問販売等の取引の適正化に関すること。
- 14 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関すること。
- 15 消費生活協同組合に関すること。
- 16 文化芸術の振興に関すること。
- 17 公益財団法人宮城県文化振興財団（平成四年十月一日に財団法人宮城県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）及び公益財団法人慶長遣欧使節船協会（平成四年一月二十二日に財団法人慶長遣欧使節船協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）に関すること。
- 18 県民会館及び慶長使節船ミュージアムに関すること。

〔 共同参画社会推進課 〕

- 1 男女共同参画社会の形成の促進に係る総合的な企画、調整及び施策の推進に関すること。
- 2 男女共同参画に係る県民の相談及びその調整に関すること。
- 3 民間非営利団体の活動の促進に関すること。
- 4 すばらしいみやぎを創る運動その他県民運動（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 5 安全・安心まちづくりの調整に関すること。
- 6 犯罪被害者等の支援の調整に関すること。
- 7 性暴力被害者の支援に関すること。
- 8 コミュニティ対策に関すること。
- 9 余暇活用に係る総合的な施策の企画及び推進に関すること。
- 10 青少年行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 11 青少年の健全な育成指導に関すること。
- 12 民間非営利活動プラザに関すること。

1－3 環境生活部の施策体系・重点方針

＜環境生活部の施策体系＞



令和7年度 宮城県環境生活部重点方針

<基本方針>

今日の環境をめぐる問題は、身近な地域から地球規模にまで広がりを見せており、地域の自然環境や生活環境の保全と併せて、地球環境問題への積極的な対応が迫られています。特に地球温暖化は喫緊の課題であり、環境と経済を両立しつつ、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、県民・事業者・行政の連携により、積極的な排出源対策・吸収源対策の推進と持続可能な社会への転換に取り組む必要があります。一方、社会生活をめぐる問題としては、昨今脅威となっている犯罪情勢、食品による健康被害、問題商法によるトラブルなど私たちの安全安心を揺るがす事態が時として発生しています。犯罪のないまちづくりの推進や食の安全安心の確保、消費者被害の防止等により、県民生活の安定と向上を図り、誰もが安心して安全に暮らせる社会づくりに取り組んでいくことが求められています。

また、県民の価値観や生活様式の変化に伴い、県民ニーズや地域コミュニティが多様化する今日、全ての県民が個性豊かな地域文化を享受しつつ、いきいきと生活できる社会を実現するために、社会的・公益的な活動を行うNPOなどと協働しながら、県民一人一人が主体的に社会活動に参画し、魅力的で活力あふれる地域社会を創出していく環境を整えていく必要があります。併せて、性別に関わらず、誰もが地域や職場でその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現への取組を、一層進めていかなければなりません。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する放射性物質汚染廃棄物の処理等に、引き続き的確に対応するとともに、震災からの心の復興への取組を継続的に支援することが不可欠です。

以上のことを踏まえ、環境生活部では、SDGsの視点や県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げられた理念や方向性に沿いながら、次の4つの柱を基軸にして、環境・生活分野における社会的要請に対応するための各種施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

I・・・持続可能な社会の実現



“持続可能な社会の実現”とは、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」と「持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会」の実現を意味しており、本県においては、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を構築し、また、これらの基盤となる「安全で良好な生活環境」の保全を通じ、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を目指すものです。

II・・・安全安心社会の実現



“安全安心社会の実現”とは、犯罪被害の防止、食の安全安心の確保や消費者被害の防止などを通じ、県民生活の安全安心を確保しようとするものです。

Ⅲ・・・協働共創社会の実現



“協働共創社会の実現”とは、「多様な主体が参加する社会の実現」を意味しており、県民、企業、NPOや関係団体等の多様な主体が参加し、多様な感性や考え方を尊重して取り入れながら、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感できる地域社会を共に創ろうとするものです。

Ⅳ・・・被災地の復興完了に向けたサポート

“被災地の復興完了に向けたサポート”とは、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響等への対応を進めるとともに、NPO等の絆力を活かし、被災者の方々の心の復興を支援することなどにより、持続的な未来づくりを推進しようとするものです。

<重点項目>

I 持続可能な社会の実現

環境生活部では、「宮城県環境基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、次の4つの主要施策を展開することにより、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を促進します。また、「みやぎ環境税」や「産業廃棄物税」等を活用した環境施策の更なる展開を図り、新しい宮城の環境の創造を目指します。

1 脱炭素社会の実現

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、SDGsや地域循環共生圏の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上を目指します。また、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」（計画期間：令和5年度から令和12年度まで）に掲げている県の目標「2030年度までに温室効果ガス排出量を基準（2013）年度比で50%削減」について、国の地球温暖化対策計画の改定を踏まえ、県の取組を評価した上で見直すとともに、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議」を中心に県民や事業者と連携し、県民総ぐるみで地球温暖化対策に総合的に取り組みます。

そのため、県民の地球温暖化対策への理解と関心を高め行動を促すためのアプリの機能強化や、ポータルサイトを活用した地球温暖化対策の必要性の周知や県民の行動変容に資する情報の提供を行うほか、環境に配慮した優れた取組を行う個人や団体を表彰し、その取組を広く発信することにより、県民や事業者の環境配慮行動の実践を後押しします。

次世代を担う子供たちを育む環境教育の充実に向けては、環境教育基本方針に基づき、出前講座をはじめとする小学生を対象とした施策について、引き続き重点的に実施します。

住宅及び事業所等における再生可能エネルギーの更なる導入を図るため、太陽光発電による自家消費の導入メリット等の効果的な周知・広報を行うとともに、太陽光発電に関する新規技術や先進的なビジネスモデルを用いた取組の推進、スケールメリットを活用した太陽光発電設備等の共同購入支援に取り組みます。また、県有未利用地等を活用した再エネ導入を促進するため、県内需要家とのマッチング支

援体制の構築を進めるほか、省エネルギーの更なる促進を図るため、国のZEH基準を上回る性能を有する新築住宅への支援や既存住宅における省エネ改修、事業所等への省エネ設備の導入支援に取り組みます。

環境負荷の少ない地域経済システムの確立に向けては、バイオマスや地中熱などを活用した地産地消型の多様な再生可能エネルギーの導入、廃プラスチック類や廃太陽光発電設備のリサイクルなど廃棄物に関する課題への対応、メイド・イン・宮城の環境関連製品の開発促進などにより、環境・エネルギー関連産業の振興を図ります。また、県民生活、医療福祉、ものづくり、農林水産、建設土木、教育などの様々な部門と連携しながら、補助事業や環境産業コーディネーターの派遣、セミナー・研究会の開催などの事業者向け施策を積極的に展開し、環境・経済・社会が融合した、富県宮城の実現を目指します。

森林開発を伴う大規模な再生可能エネルギー施設の設置事業に対しては、地域と軋轢が生じています。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立を目指して制定した「再生可能エネルギー地域共生促進税」の効果を最大限発揮するため、市町村を伴走型で支援します。また、太陽光発電施設の設置等に関する条例の適切な運用、地域の理解促進に向けた普及啓発、地域資源を活かした再生可能エネルギー等によるまちづくりに取り組む団体等の支援を行い、再生可能エネルギーの地域との共生を進めていきます。

次世代エネルギーとして重要性が増す水素等の更なる利活用推進については、これまでの燃料電池自動車（FCV）の導入補助等に加え、トラックをはじめとした燃料電池（FC）商用車の普及に向けた導入支援のほか、地域産業における定置型燃料電池の利活用に向けた勉強会を開催するなど、産業分野における脱炭素燃料の利用拡大に向けた支援を行い、水素社会の実現を目指す取組を一層進めていきます。

県の事務事業における温暖化対策については、県有施設における民間事業者が提供するサービス（PPA等）を活用した太陽光発電設備等の導入や、ZEB化・省エネ化及び照明のLED化の推進、公用車の環境配慮車への更新促進などに取り組みます。

2 循環型社会の形成

「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、持続可能な循環型社会の実現に向けて各種施策に取り組みます。

廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進し、海洋プラスチックや食品ロスなどの課題解決に向けて、イベントや各種媒体を通じた啓発、県民の具体的な取組を促進するためのごみ拾いSNSの普及のほか、食品ロス削減に関するアプリの全県展開と利用促進などに取り組みます。また、ワークショップの開催や各種事業を通じ、一般廃棄物の3Rや地域における廃棄物等の循環利用に取り組む市町村を支援します。

県内で発生する産業廃棄物を安定的に処理し、より高度なリサイクルが可能な体制を実現するため、環境産業コーディネーターの派遣等を通じた事業者の課題解決に向けた支援や3Rのための設備導入、技術開発に対する助成等により民間事業者の育成に努めるほか、公共関与の最終処分場整備に必要な取

組を進め、循環分野における基盤整備を推進します。

さらに、環境と経済の両立を目指す新たな成長戦略として国内外で急速に広がる「サーキュラーエコノミー」への対応について、環境配慮設計による製品づくり等への支援により、県内における循環型ビジネスの普及に取り組みます。

日常的な立入検査や排ガス・放流水の行政検査等を通じて産業廃棄物処理業者への監視指導を徹底するほか、産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Ｇメン）による不法投棄の早期発見や違反行為への迅速かつ厳格な対応など不法投棄対策を更に充実させることにより、適正処理の更なる推進に取り組みます。また、ＰＣＢ廃棄物が確実に処理されるよう保管者への指導を行うとともに、行政代執行を含め、早期処分に向けた取組を強力に進めます。村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場については、引き続き各種環境調査（モニタリング）や処分場の維持管理を適正に行い、処分場周辺地域の生活環境の保全を図ります。

災害廃棄物処理計画の未策定市町村の解消に向けて、市町村による計画策定や仮置場用地の確保等の取組を支援するとともに、図上演習等を通じた人材育成に努めます。また、災害時の対応について協定を締結している民間団体との連携を深め、大規模災害への対応が可能な体制構築に努めます。

3 豊かな自然環境の保全

豊かな自然環境を保全し後世に引き継ぐため、栗駒・蔵王・船形など自然公園等に指定されている区域の適正な保全管理や、大規模開発への指導や林地開発許可制度の適切な運用による無秩序な開発の防止により、森林機能の損失を最小限に抑えます。

令和７年に改訂する「宮城県生物多様性地域戦略」（計画期間：平成２７年度から令和１６年度まで）に基づき、生物の多様性の損失を止め回復軌道にのせる「ネイチャーポジティブ」を推進します。

推進に当たっては、他部局と連携し、生物多様性の必要性や課題を共有することで、地域戦略の目指すべき姿である「自然に寄り添い自然と共に生きるふるさと宮城」の実現に向け、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革していくことに取り組んでいきます。

そのため、今年度は、伊豆沼・内沼における外来種の駆除や在来生物の復元などの自然再生事業を継続するとともに、新たに自然共生サイトの登録支援や民間団体と企業との環境保全活動に関するマッチング支援など、生物多様性の回復に向けた具体的な活動を通じて、県民や企業の行動変容を促します。

また、生息数及び生息域の拡大等により生態系への影響や農林業被害が深刻化している野生鳥獣対策として、計画的な個体数管理、狩猟者確保対策等を推進します。イノシシ及びニホンジカについては増えすぎた個体数の適正管理を行うとともに、イノシシの生息状況等の変化に合わせて被害が多い地域等で集中的に捕獲を実施するほか、鳥獣被害対策専門指導員の配置等の見直しを検討します。ツキノワグマについては人身被害防止のために出没注意報等の発出や、市街地に出没した際の対応訓練のほか、誘引果樹の除去及び藪の刈り払いなど人とクマの棲み分けにより被害を抑制する実証事業を実施します。

4 良好な大気・水環境の確保

大気及び水環境を保全し県民の健康を守るため、環境における大気汚染・水質汚濁の監視及び事業者の排出規制を継続して実施します。大気汚染については、建物等の解体等の作業に伴うアスベスト飛散防止対策を徹底します。水質汚濁については、湖沼における環境基準の水域類型の指定見直しに向けた検討を進めるほか、伊豆沼の水質改善に向けた汚濁負荷要因調査を実施します。また、「ふるさと宮城の水循環保全条例」に基づく県内5流域の水循環については、各流域水循環計画の推進のため、県民の活動支援や普及啓発に取り組みます。騒音については、新幹線鉄道騒音、航空機騒音、自動車交通騒音等の監視を行い、良好な生活環境の確保を図ります。

さらに、規模が大きく環境に与える影響が著しい事業については、環境影響評価に関する技術的な事項を調査・審議する技術審査会の答申や、関係市町村長の意見等を踏まえ、環境保全の見地から知事意見を形成し、環境保全に配慮した計画となるよう環境影響評価制度の適正な運用に努めます。

II 安全安心社会の実現

環境生活部では、県民生活の安定と向上に向けて、次の4つの主要施策を展開することにより、犯罪のないまちづくり、食と暮らしの安全安心確保対策等を強力に推進するとともに、生活衛生対策の推進や消費生活の安定と向上を通じて、県民の誰もが安心して安全な生活を送れる地域社会の形成を促進します。

1 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進

昨今の犯罪情勢は、刑法犯認知件数の増加や、広域的な特殊詐欺や強盗等の発生など、県民にとって脅威となっていることから、県民の誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちを実現するため、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）の見直しを進めるとともに、地域安全教育の充実や子どもの見守り活動の促進、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の普及啓発などに加え、防犯カメラの設置を行う市町村の支援や「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及啓発など総合的に取り組み、県民一人一人の防犯意識の向上や、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

さらに、犯罪被害者等一人一人に寄り添った支援の充実を図るため、「犯罪被害者等支援条例」及び「犯罪被害者等支援計画」（計画期間：令和7年度）の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等見舞金の給付や、「性暴力被害相談支援センター宮城」の運営などを行います。

2 食の安全安心の確保

県民が健やかな食生活を営むため、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して持続的かつ着実に食の安全安心確保対策に取り組む「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開するとともに、消費者への啓発や事業者に対する監視指導を行い、安全で安心できる食の実現を図ります。特に、HACCP制度の定着が課題となっている小規模事業者への支援として、個別相談対応の強化等に取り

組みます。

3 生活衛生対策の推進

生活衛生に係る危害発生を未然に防止するため、理美容所や旅館、公衆浴場等生活衛生関係営業施設の監視指導に取り組み、衛生水準の向上を図ります。また、安全な水道水が供給されるよう水道事業者等に対して水質に係る指導監督を実施します。

加えて、人と動物が真に共生できる社会の構築を図るため、「宮城県動物愛護管理推進計画」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成や収容した犬・猫へのミルクボランティア事業等を通じ、犬・猫の引取数の削減と譲渡の促進に取り組み、可能な限り殺処分ゼロを目指します。また、近年数多く発生している多頭飼育問題に取り組むとともに、動物の適正飼養及び終生飼養をはじめとする動物愛護思想の醸成を図ります。

4 消費生活の安定と向上

県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）」及び「宮城県消費者教育推進計画（第2期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、「消費生活の安全・安心の確保」及び「自立した消費者の育成」などの消費者施策に取り組んでいきます。また、施策を相互に連携させながら特に力を入れて取り組む必要がある「ライフステージに応じた消費者教育の推進」及び「高齢者、障害者、若年者等の配慮を必要とする消費者の被害の防止と救済」などを重点的取組と定め、施策を効果的・効率的に推進します。

特に孤独・孤立など配慮を必要とする消費者を地域で見守る支援体制を構築するため、市町村に対する消費者安全確保地域協議会の設置に向けた支援を行うとともに、SNS等をきっかけとした副業や儲け話に関する消費者トラブルが増加傾向にあるため、メディアによる啓発やSNSを活用した迅速な注意喚起を行います。

Ⅲ 協働共創社会の実現

環境生活部では、一人一人のいきいきとした県民生活の実現を目指し、次の4つの主要施策を展開することにより、文化芸術の振興、男女共同参画の推進、NPO活動などの促進、青少年の健全育成等に努め、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感でき、多様な主体が参加する地域社会の形成を促進します。

1 文化芸術の振興

「宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、市町村や文化関係団体、文化施設、芸術家等と連携を図りながら文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、文化芸術の持つ力を活用し、被災者の心の復興をはじめとする社会課題の解決につながる取組について、重点的に展開していきます。また、「みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）」や東北6県と仙台市で実施する「東北文化の日」事業への参加促進を図るとともに、県内の文化

芸術団体が行う芸術祭等の取組を支援し、活発な創作活動を行い優れた作品等を発表した者を表彰します。

さらに、東京エレクトロンホール宮城（県民会館）及び慶長使節船ミュージアムの適切な管理運営を行うほか、新たな県民会館とみやぎNPOプラザとの複合施設については、県内の文化芸術活動とNPO活動促進の中心拠点となり、さらに両分野が連携・融合を図ることで豊かな社会の実現に寄与できるよう、令和10年度中を予定している開館に向けて着実に整備を進めるとともに、運営体制強化や機運醸成等の開館準備業務を行います。

2 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、市町村、事業者、関係団体とともに施策を総合的に推進します。また、更なる女性活躍に向け、企業の取組に対する支援等を通じて女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに、県内の経済団体等多様な主体と連携した各種セミナー等の開催や、女性起業家など地域で活躍する女性人材の育成に取り組みます。特に、若年女性の県外への流出が課題であることから、県内定着に向けて取組を推進します。さらに、男女共同参画についての相談窓口の運営や、県内各地域において困難や不安を抱える女性への相談対応など、性別に関わらず生きがいを持って生活できる地域づくりに取り組みます。

3 NPO活動と県民運動の促進

「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、社会的・公益的な活動を担う重要な主体であるNPOの活動を促進するため、中核拠点施設である「みやぎNPOプラザ」の運営や、各地域のNPO支援施設等の機能強化に取り組むとともに、新たな中核拠点施設では、県民会館との複合化のメリットを活かし、NPO活動に関わる人の増加や多様なNPO活動が可能となるよう検討を進めます。また、NPO活動を支援するサイト「みやぎNPO情報ネット」の活用や、企業等の人材が専門知識や技能を活かして社会貢献活動を行うプロボノの取組の推進、NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業等を通じて、NPOと多様な主体との協働を図ります。さらに、活力のある個性的で心豊かな地域社会の実現を目指し、「すばらしいみやぎを創る運動」を推進します。

4 青少年の健全育成の推進

「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、青少年の健全育成活動や有害環境浄化活動に取り組む青少年専門員を配置するとともに、青少年のインターネットの安全利用を促進するため、青少年健全育成条例の普及啓発活動を関係機関と連携して進めます。また、「子ども・若者支援地域協議会」の開催や、石巻圏域及び県南圏域に設置している「子ども・若者総合相談センター」の運営を通じて、社会生

活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者の相談・支援体制の強化を図ります。さらに、宮城の次代を担うリーダーを育成するとともに、県の様々な政策課題等について意見表明する機会の提供など、青少年の社会参画に取り組みます。

IV 被災地の復興完了に向けたサポート

環境生活部では、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響への対応を進め、県民生活全般にわたり発生した深刻な事故被害の収束に向けた取組を継続するほか、被災者の心の復興に向けて、NPO等の絆力を活かした取組を継続し、被災地も含めた持続的な未来づくりを推進します。

食品等の放射性物質の検査を行い、その結果について、インターネット等により迅速かつ分かりやすく公表し、放射線等に対する不安払拭や風評の解消等に努めます。

放射性物質に汚染された廃棄物については、指定廃棄物等処理促進市町村長会議での合意に基づき、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理促進に向け、国とも連携を図りながら関係市町等の取組を支援します。また、指定廃棄物の処理については、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処がついた段階で改めて市町村長会議等で議論し、その結果を踏まえて、処理責任を負う国に対し、適切な対応を求めています。

除染により発生した除去土壌等については、埋立処分基準及び再生利用基準の内容を踏まえ、関係市町に必要な支援を行うとともに、国に対し、技術的・財政的支援の継続と除去土壌の処分等に関する国民理解醸成への取組の充実を求めています。

さらに、被災地の復興や被災者の生活支援等を促進するため、NPO等による復興・被災者支援の取組等を支援します。加えて、被災者の心身の健康の維持・向上に向け、様々な分野で行う「心の復興」への取組を支援します。

1－4 環境生活部歳出予算の概要

各課・室の予算額

(単位：千円)

課 室 名	令和7年度 当初予算額
環 境 生 活 総 務 課	146,779
環 境 政 策 課 (次世代エネルギー室含む)	4,072,438
環 境 対 策 課	1,239,002
自 然 保 護 課	1,141,585
食と暮らしの安全推進課	797,403
循 環 型 社 会 推 進 課	749,510
廃 棄 物 対 策 課 (竹の内産廃処分場対策室、 新最終処分場整備対策室、 放射性物質汚染廃棄物対策室含む)	1,021,757
消 費 生 活 ・ 文 化 課	2,544,685
共同参画社会推進課	432,835
環 境 生 活 部 計 (令和5年度当初比) (対県計構成比)	12,145,994 (109.66%) (1.18%)
県 一 般 会 計 計 (令和7年度当初比)	1,026,480,538 (100.26%)

課 室 名	令和6年度 当初予算額	令和6年度 最終予算額
環 境 生 活 総 務 課	145,070	144,222
環 境 政 策 課 (次世代エネルギー室含む)	4,572,255	4,230,307
環 境 対 策 課	1,101,361	1,043,583
自 然 保 護 課	1,077,846	1,071,280
食と暮らしの安全推進課	818,645	808,999
循 環 型 社 会 推 進 課	783,517	772,863
廃 棄 物 対 策 課 (竹の内産廃処分場対策室、 新最終処分場整備対策室、 放射性物質汚染廃棄物対策室含む)	640,101	570,250
消 費 生 活 ・ 文 化 課	1,525,170	2,481,639
共同参画社会推進課	411,913	429,867
環 境 生 活 部 計 (対県計構成比)	11,075,878 (1.08%)	11,553,010 (1.06%)
県 一 般 会 計 計 (令和5年度当初比)	1,023,812,585 (94.87%)	1,087,565,739